

教 育 委 員 各 位

久留米市教育委員会
委員長 永田 見生

教育委員会（第7回）定例会の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い致します。

記

1. 日 時 6月26日（水）15時00分～

※ 市庁舎東側に14時00分集合をお願いします（車で訪問先へ移動いたします）。

※ 現地に直接行かれる場合は、事務局（電話 30-9213）までご連絡ください。

2. 場 所 田主丸そよ風ホール 研修室
(久留米市田主丸町田主丸770番地1)

3. 議 案

- 第27号議案 久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について 当日配布
- 第28号議案 久留米市勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命又は委嘱について
- 第29号議案 久留米市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定委員会委員の任命又は委嘱について
- 第30号議案 久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について 当日配布
- 第31号議案 久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について 当日配布
- 第32号議案 久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について
- 第33号議案 久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について 当日配布
- 第34号議案 久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について 当日配布
- 第35号議案 久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について 当日配布
- 第36号議案 久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について 当日配布
- 第37号議案 久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について 当日配布
- 第38号議案 久留米市立図書館協議会委員の任命について 当日配布
- 第39号議案 久留米市教育集会所運営審議会委員の任命又は委嘱について 当日配布

4. 報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 久留米市議会一般質問回答要旨について
- (3) 不登校児童生徒の状況について
- (4) 久留米市立小学校小規模特認校実施要綱について
- (5) 高等学校教科書選定について
- (6) その他

5. 今後のスケジュール

- 7月定例会： 7月22日（月）15時00分～ 市庁舎3階301会議室
- 8月定例会： 8月26日（月）15時00分～ 市庁舎3階301会議室

第 27 号議案

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市生涯学習センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市生涯学習センター運営委員会規則第4条により、下記の者を久留米市生涯学習センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)センターの利用者	やまむら ひでとし 山村 秀敏	久留米市生涯学習センター利用者の会	平成 25 年 7 月 1 日 から 平成 27 年 6 月 30 日 まで
	おおつ さかえ 大津 栄	久留米市生涯学習センター利用者の会	
(2)社会教育の関係者	まつだ まさはる 松田 正春	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	おおくぼ やすひろ 大久保 康博	久留米市子ども会連合会	
	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	
	しばはら みき 柴原 美規	久留米市小学校父母教師会連合会	
	にしやま ゆき 西山 由紀	久留米市中学校父母教師会連合会	
	かわぐち ひろこ 川口 博子	久留米連合文化会	
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会	
	たかみね みねこ 高峰 峯子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	
	いわた ふみえ 岩田 史江	福岡県教育庁北筑後教育事務所	
(3)学校教育の関係者	きさき ゆうこ 佐々木 祐子	久留米市小学校長会	
	おおもり まさとも 大森 雅友	久留米市中学校長会	
(4)学識経験者	さとう じょうじ 佐藤 晶二	久留米市議会議員	
	しま まりこ 嶋 満里子	特定非営利活動法人 久留米音楽協会	
(5)その他教育委員会 が必要と認める者	こんどう まちこ 近藤 詳子	久留米市男女平等推進センター 利用者連絡協議会	

久留米市生涯学習センター運営委員会委員新旧対照表

区 分	新 名 簿 (H25.7.1～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの利用者	やまむら 秀敏 山村 秀敏	久留米市生涯学習センター 利用者の会	やまむら 秀敏 山村 秀敏	久留米市生涯学習センター 利用者の会
	おおつ 栄 大津 栄	久留米市生涯学習センター 利用者の会	おおつ 栄 大津 栄	久留米市生涯学習センター 利用者の会
(2)社会教育の 関係者	※まつだ まさはる ※松田 正春	久留米市校区まちづくり連 絡協議会	あかやま 和義 深山 和義	久留米市校区公民館連合会
	※おおくぼ やすひろ ※大久保 康博	久留米市子ども会連合会	ひめの まきこ 姫野 牧子	久留米市子ども会連合会
	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会婦人会連 絡協議会	いけだ ひろこ 池田 博子	久留米市女性の会連絡協議 会
	※しばはら みき ※柴原 美規	久留米市小学校父母教師会 連合会	まつし 希枝 松吉 希枝	久留米市小学校父母教師会 連合会
	にしやま ゆき 西山 由紀	久留米市中学校父母教師会 連合会	にしやま ゆき 西山 由紀	久留米市中学校父母教師会 連合会
	※かわぐち ひろこ ※川口 博子	久留米連合文化会	もり としゆき 森 俊之	久留米連合文化会
	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社 会福祉協議会	よしだ ひろこ 吉田 裕子	社会福祉法人 久留米市社 会福祉協議会
	※たかみね みねこ ※高峰 峯子	久留米男女共同参画推進 ネットワーク	ひろまつき よよ子 廣松小夜子	久留米男女共同参画推進 ネットワーク
	※いわた よみえ ※岩田 史江	福岡県教育庁北筑後教育事 務所	しろく 克彦 白濱 克彦	福岡県教育庁北筑後教育事 務所
(3)学校教育の 関係者	さきき ゆうこ 佐々木 祐子	久留米市小学校長会	さきき ゆうこ 佐々木祐子	久留米市小学校長会
	※おおもり まさとも ※大森 雅友	久留米市中学校長会	ののだ 憲治 野田 憲治	久留米市中学校長会
(4)学識経験者	※さとう しょうじ ※佐藤 晶二	久留米市議会議員	しんやま まさひこ 新山 正英	久留米市議会議員
	しま みりこ 嶋 満里子	特定非営利活動法人 久留 米音楽協会	しま みりこ 嶋 満里子	特定非営利活動法人 久留 米音楽協会
(5)その他教育 委員会が必要 と認める者	※こんどう ちやこ ※近藤 詳子	久留米市男女平等推進セン ター利用者連絡協議会	よしおか まさよ 吉岡マサヨ	久留米市男女平等推進セン ター利用者連絡協議会

※は新任委員

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則 <抜粋>

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター（以下、「センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 28 号議案

久留米市勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市勤労青少年ホーム運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市勤労青少年ホーム運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市勤労青少年ホーム運営委員会規則第4条により、下記の者を勤労青少年ホーム運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

規則4条の区分	氏 名	所 属	任 期
第3号 厚生労働省関係職員	森田 健作	久留米公共職業安定所	平成25年 7月1日から 平成26年 6月30日まで
第5号 久留米市職員	武田 康志	久留米市商工観光労働部労政課	

勤労青少年ホーム運営委員会委員新旧対照表

区 分	新名簿 (H25. 7. 1～)		旧名簿	
	委員名	所 属	委員名	所 属
第1号 市内に居住する勤労青少年	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム 利用者(吹奏楽団体)	みたに きみこ 三谷 公子	久留米市勤労青少年ホーム 利用者(吹奏楽団体)
	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム 利用者(バドミントン団体)	いりぐち しんじ 入口 慎治	久留米市勤労青少年ホーム 利用者(バドミントン団体)
	まえはら ひさよ 前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム 利用者(遊技団体)	まえはら ひさよ 前原 寿代	久留米市勤労青少年ホーム 利用者(遊技団体)
	ながまつ かずこ 永松 和子	田主丸勤労青少年ホーム 利用者(バレーボール団体)	ながまつ かずこ 永松 和子	田主丸勤労青少年ホーム 利用者(バレーボール団体)
第2号 学識経験者	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部	うえはら きみこ 上原 紀美子	久留米大学 文学部
	かじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院 短期大学	かじむら やよい 藤村 やよい	久留米信愛女学院 短期大学
第3号 厚生労働省関係職員	※もりた けんさく 森田 健作	久留米公共職業安定所	こはし たかこ 小橋 貴子	久留米公共職業安定所
第4号 福岡県職員	おぎの しのお 荻野 忍	福岡県 筑後労働者支援事務所	おぎの しのお 荻野 忍	福岡県 筑後労働者支援事務所
第5号 久留米市職員	えもと みどり 衛本 みどり	久留米市協働推進部 男女平等推進センター	えもと みどり 衛本 みどり	久留米市協働推進部 男女平等推進センター
	※たけだ やすし 武田 康志	久留米市 商工観光労働部労政課	すぎやま かずとし 杉山 和敏	久留米市 商工観光労働部労政課
第6号 その他久留米市教育委員会が必要と認める者	とよふく みきお 豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター	とよふく みきお 豊福 幹雄	(社)久留米広域勤労者 福祉サービスセンター
	わきむら としや 脇邑 俊哉	久留米商工会議所	わきむら としや 脇邑 俊哉	久留米商工会議所
	なかむら だいすけ 中村 大輔	連合福岡 北筑後地域協議会	なかむら だいすけ 中村 大輔	連合福岡 北筑後地域協議会

○ 久留米市勤労青少年ホーム条例（抜粋）

昭和53年3月20日

久留米市条例第20号

（運営委員会の設置）

第21条 勤労青少年ホームの円滑な運営を図るため、勤労青少年ホーム運営委員会を置く。

2 前項の運営委員会の組織及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

（平元条例18・平16条例111・一部改正、平17条例72・旧第11条繰下・一部改正）

○ 勤労青少年ホーム運営委員会規則（抜粋）

昭和63年4月1日

久留米市教育委員会規則第7号

（所掌事務）

第2条 委員会は、勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) ホームの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) ホームの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

（平17教規則29・一部改正）

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもつて組織する。

（委員）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 市内に居住する勤労青少年
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他久留米市教育委員会が必要と認める者

（平12教規則12・一部改正）

（委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 29 号議案

久留米市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定委員会委員の任命又は
委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市勤労青少年ホームの次期指定管理者の公募にあたり、指定管理者候補者選定委員会委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定委員会委員の任命又は
委嘱について

久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則により、下記の者を久留米市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属 等	任 期
(1) 学識経験を有する者	境 洋子	九州北部税理士会 久留米支部	平成25年6月27日から 平成26年4月1日まで
(2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者	藤村 やよい	久留米市勤労青少年ホーム 運営委員会	
	森 和博	福岡県 筑後労働者支援事務所	
(3) 市の職員	吉田 秀一	総合政策部 行財政改革推進課長	
	佐藤 光義	市民文化部次長	

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 24 号

(選定委員会)

- 第 5 条 市長等は、公募による指定管理者の候補者の選定に関し審議するため、久留米市指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は、市長等が必要な期間を定めてこれを委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

~~~~~

○久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の  
手續等に関する規則

平成 17 年 1 月 25 日

久留米市教育委員会規則第 3 号

久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 16 年久留米市条例第 24 号)の規定に基づく久留米市教育委員会が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等については、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成 16 年久留米市規則第 51 号)の規定の例による。

~~~~~

○久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市規則第 51 号

(委員会の組織)

第 5 条 条例第 5 条第 1 項に規定する久留米市指定管理者候補者選定委員会(以下「委員会」という。)の委員は、10 名以内とし、次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者
- (3) 市の職員
- (4) その他市長等が適当と認める者

(委員会の委員の任期)

第 6 条 委員会の委員の任期は、市長等から委嘱され、又は任命された日から、その所掌事務により、指定管理者が指定を受けた施設の管理を行う日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌事務)

第 7 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。
- (3) その他指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項

久留米市勤労青少年ホーム指定管理者公募について

1. 概要

(1) 趣旨

現在、公益財団法人久留米文化振興会を指定管理者として管理運営を行なっている「久留米市勤労青少年ホーム」について、指定期間が平成26年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者について、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行なうものです。

当施設については、これまで非公募にて指定管理者の選定を行っていましたが、より効率的な施設運営を図るため、公募による選定を行うこととします。また、指定期間については、公募初年度であることを考慮し、3年間とします。

指定期間	平成26年度～28年度（3年間）
対象施設	久留米市勤労青少年ホーム（野中町1075-2）

(2) 業務概要

- ・施設の使用許可に関すること（諸室の貸出）
- ・受付・案内に関すること（受付1名以上を配置）
- ・施設の運転管理等に関すること
- ・清掃・維持管理及び軽微な修繕
- ・施設を活用した勤労青少年の福利厚生事業の実施 等

2. スケジュール

6月	第1回選定委員会	
7月	告示・公募の広報（ホームページ、広報くるめ7/15号） 現地説明会・質問書受付	
8月	質問書への回答	↑ 告示～募集締切り：約2ヵ月
9月	募集締切り（9/17） 第2回選定委員会	↓
10月	第3回選定委員会、優先交渉者の決定・選定結果公表	
11月	仮協定の締結	
12月	指定管理者指定の議決（12月議会）	

[選定委員会の構成]（予定）

(1) 学識経験を有する者	1名（税理士）
(2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者	2名（勤労青少年ホーム運営委員会、福岡県労働者支援事務所）
(3) 市の職員	2名（総合政策部、市民文化部）

第 3 0 号議案

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市田主丸公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館運営審議会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市田主丸公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(2) 社会教育 の関係者	立石 久史	田主丸地域校区まちづくり 振興会連絡会議	平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで
	上野 恵美子	田主丸町文化協会	

久留米市田主丸公民館運営審議会委員新旧対照表

区 分	新名簿 (H25. 7. 1～)		旧名簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 学校教育の 関係者	ささき まさよ 佐々木 雅代	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会	ささき まさよ 佐々木 雅代	田主丸事務所管内 小・中学校長連絡会
(2) 社会教育の 関係者	たていし ひさし ※立石 久史	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議	まきはら たかお 牧原 高夫	田主丸地域校区 まちづくり振興会 連絡会議
	うえの えみこ ※上野 恵美子	田主丸町文化協会	はやしだ ひろたか 林田 博隆	田主丸町文化協会
	おおた まこと 太田 智子	久留米市1ブロック 小中PTA協議会	おおた まこと 太田 智子	久留米市1ブロック 小中PTA協議会
	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議会	こにし ひろえ 小西 裕也	久留米市スポーツ 推進委員連絡協議会
	べっぶ てつひで 別府 哲英	田主丸体育振興協会	べっぶ てつひで 別府 哲英	田主丸体育振興協会
	たかやま みつり 高山 満典	田主丸地区民生委員 ・児童委員協議会	たかやま みつり 高山 満典	田主丸地区民生委員 ・児童委員協議会
	たけふじ ふじこ 竹藤 フジ子	田主丸地域少年 育成指導員連絡会	たけふじ ふじこ 竹藤 フジ子	田主丸地域少年 育成指導員連絡会
	おぎの みねよ 荻野 嶺代	田主丸町商工会	おぎの みねよ 荻野 嶺代	田主丸町商工会
(3) 家庭教育の向 上に資する活動 を行う者	よこみぞ としこ 横溝 敏子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会	よこみぞ としこ 横溝 敏子	田主丸町地域婦人 会連絡協議会
(4) 学識経験者	べっぶ よしゆき 別府 好幸	久留米市議会議員	べっぶ よしゆき 別府 好幸	久留米市議会議員

※は新任委員

○久留米市公民館条例

平成16年12月28日

久留米市条例第108号

(目的及び設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的を達成するため、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市田主丸公民館	久留米市田主丸町田主丸770番地1
久留米市北野公民館	久留米市北野町中273番地1
久留米市城島公民館	久留米市城島町檣津1番地1
久留米市三潞公民館	久留米市三潞町玉満2949番地1

(公民館運営審議会)

第16条 社会教育法第29条第1項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15人以内
久留米市北野公民館	22人以内
久留米市城島公民館	10人以内
久留米市三潞公民館	20人以内

(審議会の所掌事務)

第17条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の委嘱の基準)

第18条 教育委員会は、審議会の委員(以下「委員」という。)を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

第 31 号議案

久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野公民館運営審議会委員の辞任に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市北野公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館運営審議会規則第3条により、下記の者を久留米市北野公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1)学校教育の 関係者	山崎 和子	大城小学校	平成25年7月1日から 平成26年6月30日まで
(2)社会教育の 関係者	黒岩 正	北野校区まちづくり振興会	
	高木 二六昭	金島校区まちづくり振興会	
	権藤 晶	北野中学校 PTA	
	松本 秀樹	北野小学校 PTA	
	中垣 正敏	北野町老人クラブ連合会	

久留米市北野公民館運営審議会委員新旧対照表

区 分	新名簿 (H25. 7. 1～)		旧名簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 学校教育 の関係者	ヒラタ 智士 平田 智士	北野中学校	ヒラタ 智士 平田 智士	北野中学校
	※ヤマサキ カズコ 山崎 和子	大城小学校	ノグチ 千恵 野口 千恵	大城小学校
(2) 社会教育 の関係者	タナカ カズヨシ 田中 和義	大城校区まちづくり 振興会	タナカ カズヨシ 田中 和義	大城校区まちづくり 振興会
	シモカワ マサハル 下川 正春	弓削校区まちづくり 振興会	シモカワ マサハル 下川 正春	弓削校区まちづくり 振興会
	※クロイワ タダシ 黒岩 正	北野校区まちづくり 振興会	ノグチ シゲル 樋口 稔	北野校区まちづくり 振興会
	※タカキ フム アキ 高木 二六昭	金島校区まちづくり 振興会	ナカガキ マサトシ 中垣 正敏	金島校区まちづくり 振興会
	カナガエ カズエ 鐘ヶ江 一枝	北野女性の会	カナガエ カズエ 鐘ヶ江 一枝	北野婦人会
	イネヨシ チツコ 稲吉 千鶴子	北野女性の会	イネヨシ チツコ 稲吉 千鶴子	北野婦人会
	ヒロキ シン エ 轟 熨斗恵	北野女性の会	ヒロキ シン エ 轟 熨斗恵	北野婦人会
	シモカワ アキミ 下川 アキミ	北野町文化協会	シモカワ アキミ 下川 アキミ	北野町文化協会
	フキダ ヒコ 脇田 敏子	北野町文化協会	フキダ ヒコ 脇田 敏子	北野町文化協会
	※フジタ アキラ 権藤 晶	北野中学校PTA	タカキ ヒロコ 高木 博子	北野中学校PTA
	※マツモト ヒデキ 松本 秀樹	小学校PTA (北野 小)	タムラ カズヒサ 田村 和久	小学校PTA (大城 小)
	クロイワ ハルオ 黒岩 晴夫	北野地域スポーツ推 進委員	クロイワ ハルオ 黒岩 晴夫	北野地域スポーツ推 進委員
	※ナカガキ マサトシ 中垣 正敏	北野町老人クラブ連 合会	フクシマ ヒサトシ 福島 久敏	北野町老人クラブ連 合会
	カンワバラ カズエ 柏原 一恵	久留米市東部商工会	カンワバラ カズエ 柏原 一恵	久留米市東部商工会
(4) 学識経験者	ヨシトミ 巧 吉富 巧	久留米市議会議員	ヨシトミ 巧 吉富 巧	久留米市議会議員

※は新任委員

第 3 2 号議案

久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を委嘱しようとするものである。

久留米市城島公民館運営審議会委員の委嘱について

久留米市公民館条例第 18 条の規定により、下記の者を久留米市城島公民館運営審議会委員に委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 学校関係者	秋野 友宏	城島小中学校長連絡会	平成 25 年 7 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで
(2) 社会教育の関係者	下坂 勝子	城島文化協会	
	古賀 セツ子	城島文化協会	
	下川 達也	久留米市城島町 P T A 連絡会	
(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	古賀 美奈子	城島町婦人会	
	中島 恵美	城島町婦人会	
(4) 学識経験者	橋本 渉	城島地域校区まちづくり連絡会議	

久留米市城島公民館運営審議会委員新旧対照表

区分	新 名 簿 (平成25年7月1日～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)学校教育の 関係者	あきの ともひろ ※秋野 友宏	城島町小中学校長連 絡会	おかざき しげる 岡崎 茂	城島町小中学校長連 絡会
(2)社会教育の関 係者	しもさか かつこ ※下坂 勝子	城島文化協会	もりなが かねこ 森永 兼子	城島文化協会
	こが せつこ 古賀 セツ子	城島文化協会	こが せつこ 古賀 セツ子	城島文化協会
	しもかわ たつや ※下川 達也	久留米市城島町 P T A連絡会	くぼ ひでのり 久保 秀紀	久留米市城島町 P T A連絡会
(3)家庭教育の向 上に資する活動を行 う者	こが みなこ 古賀 美奈子	城島町婦人会	こが みなこ 古賀 美奈子	城島町婦人会
	なかしま えみ ※中島 恵美	城島町婦人会	えがしら みちこ 江頭 ミチ子	城島町婦人会
(4)学職経験者	はしもと わたる ※橋本 渉	城島地域校区まちづ くり連絡会議	まつだ まさなり 松田 正也	久留米市城島地域区 長連絡協議会

※は新任委員

○久留米市公民館条例

平成16年12月28日

久留米市条例第108号

(目的及び設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条の目的を達成するため、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市田主丸公民館	久留米市田主丸町田主丸770番地1
久留米市北野公民館	久留米市北野町中273番地1
久留米市城島公民館	久留米市城島町檜津1番地1
久留米市三潞公民館	久留米市三潞町玉満2949番地1

(公民館運営審議会)

第16条 社会教育法第29条第1項の規定により、公民館にそれぞれ公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める数とする。

久留米市田主丸公民館	15人以内
久留米市北野公民館	22人以内
久留米市城島公民館	10人以内
久留米市三潞公民館	20人以内

(審議会の所掌事務)

第17条 審議会は、公民館の館長の諮問に応じ、当該公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の委嘱の基準)

第18条 教育委員会は、審議会の委員(以下「委員」という。)を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

第 3 3 号議案

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市働く女性の家運営委員会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市北野働く女性の家運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(3)厚生労働省関係 職員	元木 賀子	福岡労働局雇用均等 室長	平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで
(4)福岡県職員	森 和博	福岡県筑後労働者支 援事務所長	
(5)久留米市職員	南島 正	北野総合支所次長	

久留米市北野働く女性の家運営委員会委員新旧対照表

区 分	新名簿 (H25. 7. 1～)		旧名簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1) 女性の家の利用者	よこやま みほこ 横山 美保子	女性の家の利用者 恵風会・道風会 (実用習字)	よこやま みほこ 横山 美保子	女性の家の利用者 恵風会・道風会 (実用習字)
	いしだ かずひろ 石田 和宏	女性の家の利用者 ダ・カーポ (ギター) オニオン (男性料理)	いしだ かずひろ 石田 和宏	女性の家の利用者 ダ・カーポ (ギター) オニオン (男性料理)
	いしばし さえこ 石橋 砂江子	女性の家の利用者 中園リフォーム (リフォーム)	いしばし さえこ 石橋 砂江子	女性の家の利用者 中園リフォーム (リフォーム)
	やまもと あきえ 山本 明恵	女性の家の利用者 ひびき (介護ボランティア)	やまもと あきえ 山本 明恵	女性の家の利用者 ひびき (介護ボランティア)
(2) 学識経験者	ながまつ ちよ枝 永松 千枝	久留米市議会議員	ながまつ ちよ枝 永松 千枝	久留米市議会議員
(3) 厚生労働省 関係職員	※もと木 賀子 ※もと木 賀子	福岡労働局 雇用均等室長	久保 充代 久保 充代	福岡労働局 雇用均等室長
(4) 福岡県職員	※もり かずひろ ※森 和博	福岡県筑後労働者 支援事務所長	おくむら 幸夫 奥村 幸夫	福岡県筑後労働者 支援事務所長
(5) 久留米市職 員	※なじま ただし ※南島 正	北野総合支所次長	かき 幸則 笠 幸則	北野総合支所次長
(6) その他	みうら かずこ 三浦 和子	元女性の家指導員	みうら かずこ 三浦 和子	元女性の家指導員
	はら きよこ 原 清子	働く女性代表	はら きよこ 原 清子	働く女性代表

※は新任委員

○久留米市働く女性の家運営委員会規則(抜粋)

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市働く女性の家条例(平成 16 年久留米市条例第 110 号。以下「条例」という。)第 18 条第 2 項の規定に基づき、働く女性の家運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(平 19 教規則 12・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 条例第 18 条第 1 項の規定により女性の家ごとに置かれる委員会は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について審議するものとする。

久留米市城島働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市城島働く女性を家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市北野働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市北野働く女性を家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項

(平 19 教規則 12・一部改正)

(組織)

第 3 条 前条の表の左欄に掲げる各委員会(以下「各委員会」という。)は、それぞれ委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 各委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) 女性を家の利用者
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(平 19 教規則 12・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 各委員会の委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 4 号議案

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市働く女性の家運営委員会規則第4条の規定により、下記の者を久留米市城島働く女性の家運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 女性の家の利用者	市川 範子	J A福岡大城女性部	平成 25 年 7 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで
	中島 恵美	久留米南部商工会女性部	
	古賀 美奈子	城島町婦人会	
(2) 学識経験者	市川 廣一	久留米市議会議員	
(3) 厚生労働省関係職員	元木 賀子	福岡労働局雇用均等室	
(4) 福岡県職員	森 和博	福岡県筑後労働者支援事務所	
(5) 久留米市職員	衛本 みどり	男女平等推進センター	
(6) その他教育委員会が必要と認める者	田中 美子	勤労女性代表（三潞高等学校事務員）	

久留米市城島働く女性の家運営委員会委員新旧対照表

区分	新 名 簿 (平成25年7月1日～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)女性の家の利用者	いちかわ のりこ 市川 範子	J A福岡大城 女性部	いちかわ のりこ 市川 範子	J A福岡大城 女性部
	なかしま えみ 中島 恵美	久留米市南部商工会 女性部	なかしま えみ 中島 恵美	久留米市南部商工会 女性部
	こが みなこ 古賀 美奈子	城島町婦人会	こが みなこ 古賀 美奈子	城島町婦人会
(2)学識経験者	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会議員	いちかわ こういち 市川 廣一	久留米市議会議員
(3)厚生労働省関係職員	もとき よしこ ※元木 賀子	福岡労働局雇用均等 室	くぼ みつよ 久保 充代	福岡労働局雇用均等 室
(4)福岡県職員	もり かずひろ ※森 和博	福岡県筑後労働者支 援事務所	おくむら ゆきお 奥村 幸夫	福岡県筑後労働者支 援事務所
(5)久留米市職員	えもと みどり 衛本 みどり	男女平等推進セン ター	えもと みどり 衛本 みどり	男女平等推進セン ター
(6)その他教育委員会が必要と認める者	たなか よしこ 田中 美子	勤労女性代表 (三潴高等学校事務 員)	たなか よしこ 田中 美子	勤労女性代表 (三潴高等学校事務 員)

※は新任委員

○久留米市働く女性の家運営委員会規則(抜粋)

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 41 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市働く女性の家条例(平成 16 年久留米市条例第 110 号。以下「条例」という。)第 18 条第 2 項の規定に基づき、働く女性の家運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(平 19 教規則 12・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 条例第 18 条第 1 項の規定により女性の家ごとに置かれる委員会は、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる事項について審議するものとする。

久留米市城島働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市城島働く女性を家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項
久留米市北野働く女性の家運営委員会	(1) 久留米市北野働く女性を家の運営及び事業の企画実施に関する事項 (2) その他特に必要と認める事項

(平 19 教規則 12・一部改正)

(組織)

第 3 条 前条の表の左欄に掲げる各委員会(以下「各委員会」という。)は、それぞれ委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 各委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) 女性の家の利用者
- (2) 学識経験者
- (3) 厚生労働省関係職員
- (4) 福岡県職員
- (5) 久留米市職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(平 19 教規則 12・一部改正)

(委員の任期)

第 5 条 各委員会の委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第35号議案

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成25年6月26日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市城島総合文化センター運営委員会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市城島総合文化センター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) 社会教育委員	桃島 紀尚	久留米市社会教育委員会	平成 25 年 7 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで
(2) 社会教育関係団体の代表者	境 二三子	城島文化協会	
	執行 洋子	城島町婦人会	
	古賀 文麿	久留米老人クラブ連合会城島支部	
	下川 達也	久留米市城島町 P T A 連絡会	
(3) 幼児教育関係団体の代表者	小野 里江	城島町保育園連盟	
(4) 学識経験者	市川 廣一	久留米市議会議員	
(5) 市立学校の代表者	野口 孝伯	城島小中学校校長連絡会	
(6) 久留米市職員	貞苺 隆男	城島総合支所	

久留米市城島総合文化センター運営委員会委員新旧対照表

区分	新 名 簿(平成25年7月1日～)		旧 名 簿		
	氏 名	所 属	氏 名	所 属	
(1)社会教育委員	かばしま 桃島	のりひさ 紀尚	かばしま 桃島	のりひさ 紀尚	久留米市社会教育 委員会
(2)社会教育関係 団体の代表者	さかい 境	ふみこ 二三子	さかい 境	ふみこ 二三子	城島文化協会
	しぎょう 執行	ようこ 洋子	しぎょう 執行	ようこ 洋子	城島町婦人会
	こが ※古賀	ふみまる 文麿	まつのぶ 松延	ささえ ササエ	久留米市老人クラブ 連合会 城島支部
	しもかわ ※下川	たつや 達也	くぼ 久保	ひでのり 秀紀	久留米市城島町P T A連絡会
(3)幼児教育関係 団体の代表者	お の 小野	さとえ 里江	お の 小野	さとえ 里江	城島町保育園連盟
(4)学識経験者	いちかわ 市川	こういち 廣一	いちかわ 市川	こういち 廣一	久留米市市議会 議員
(5)市立学校の代 表者	のぐち ※野口	こうはく 孝伯	かわしま 川島	みえこ 三重子	城島小中学校長連絡 会
(6)久留米市職員	さだかり 貞莉	たかお 隆男	さだかり 貞莉	たかお 隆男	城島総合支所

※は新任委員

○久留米市城島総合文化センター運営委員会規則（抜粋）

平成17年2月4日

久留米市教育委員会規則第33号

（趣旨）

第1条 この規則は、久留米市城島総合文化センター条例（平成16年久留米市条例第101号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により置かれた久留米市城島総合文化センター運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、久留米市城島総合文化センター（以下「総合文化センター」という。）の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合文化センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) その他特に必要と認める事項

（委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命し、又は委嘱する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 社会教育関係団体の代表者
- (3) 幼児教育関係団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 市立学校の代表者
- (6) 久留米市職員

2 教育委員会は、委員が心身に故障があるため職務の執行ができなくなった場合又は委員として適しない言動があると認められる場合は、当該委員を解嘱することができる。
に諮って定める。

第 3 6 号議案

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員の任命又は委嘱について

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則第3条の規定により、下記の者を久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員に任命又は委嘱する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
(1) センターの利用者	江上 和子	グループ野火	平成 25 年 7 月 1 日から 平成 27 年 6 月 30 日まで
	古賀 のぶ子	城島町婦人会	
	松田 シクエ	久留米南部商工会	
	濱口 麻衣子	三潞高等学校	
	小野 里江	城島町保育所連盟	
	池松 康子	城島小中学校長連絡会	
	田島 静雄	城島小中学校長連絡会	
(2) 学識経験者	塚本 弘道	久留米市議会議員	
(3) その他教育委員会が必要と認める者	中園 徳斗士	城島地域校区まちづくり連絡会議	
	下川 達也	久留米市城島町PTA連絡会	
	西山 浩一	久留米市天体運営委員会	

久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会委員新旧対照表

区分	新 名 簿 (H25.7.1～)		旧 名 簿	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
(1)センターの 利用者	えがみ かずこ 江上 和子	グループ野火	えがみ かずこ 江上 和子	グループ野火
	こが のぶこ 古賀 のぶ子	城島町婦人会	こが のぶこ 古賀 のぶ子	城島町婦人会
	まつだ シクエ ※松田 シクエ	久留米南部商工会	さかい ともこ 坂井 智子	久留米南部商工会
	はまぐち まいこ 濱口 麻衣子	三潞高校 教諭	はまぐち まいこ 濱口 麻衣子	三潞高校 教諭
	お の さとえ 小野 里江	城島町保育所連盟	お の さとえ 小野 里江	城島町保育所連盟
	いけまつ やすこ 池松 康子	城島小中学校長連絡 会	いけまつ やすこ 池松 康子	城島小中学校長連絡 会
	たじま しずお 田島 静雄	城島小中学校長連絡 会	たじま しずお 田島 静雄	城島小中学校長連絡 会
(2)学識経験者	つかもと ひろみち ※塚本 弘道	久留米市議会議員	あおやぎ まさひろ 青柳 雅博	久留米市議会議員
(3)その他教育委 員会が必要と認 める者	なかぞの のりとし ※中園 徳斗士	城島地域校区まちづ くり連絡会議	なかむら こういちろう 中村 浩一郎	城島地域校区まちづ くり連絡会議
	しもかわ たつや ※下川 達也	久留米市城島町P T A連絡会	くぼ ひでのり 久保 秀紀	久留米市城島町P T A連絡会
	にしやま こういち 西山 浩一	久留米市天体運営委 員会	にしやま こういち 西山 浩一	久留米市天体運営委 員会

※は新任委員

○久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会規則(抜粋)

平成 17 年 2 月 4 日

久留米市教育委員会規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久留米市青少年ふれあいセンター条例(平成 16 年久留米市条例第 112 号。以下「条例」という。)第 13 条第 1 項の規定により置かれた久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、久留米市青少年ふれあいセンター(以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び利用促進に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が任命し、又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

○久留米市青少年ふれあいセンター条例(抜粋)

平成 16 年 12 月 28 日

久留米市条例第 112 号

(運営委員会)

第 13 条 センターの円滑な運営を図り、必要な事項を審議するため、センターに久留米市青少年ふれあいセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 37 号議案

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市スポーツ推進審議会委員の辞任に伴い、後任委員を任命しようとするものである。

久留米市スポーツ推進審議会委員の任命について

久留米市スポーツ推進審議会条例第 3 条により、下記の者を久留米市スポーツ推進審議会委員に任命する。

記

区 分	氏 名	所 属	任 期
市議会	青柳 雅博	久留米市議会議員	平成 25 年 7 月 1 日～ 平成 25 年 12 月 31 日
	後藤 敬介	久留米市議会議員	
	石井 秀夫	久留米市議会議員	
その他市長が 特に必要と認 めた者	野田 秀樹	久留米市市民文化部長	

久留米市スポーツ推進審議会委員 新旧対照表

区 分	新委員		現委員	
	氏 名	所 属	氏 名	所 属
学識経験者	厨 義弘	福岡教育大学名誉教授	厨 義弘	福岡教育大学名誉教授
	吉田 典子	久留米大学健康・スポーツ科学センター准教授	吉田 典子	久留米大学健康・スポーツ科学センター准教授
	多田内 幸子	久留米信愛女学院短期大学教授	多田内 幸子	久留米信愛女学院短期大学教授
市議会	※青柳 雅博	久留米市議会議員	古賀 敏久	久留米市議会議員
	※後藤 敬介	久留米市議会議員	大熊 博文	久留米市議会議員
	※石井 秀夫	久留米市議会議員	田中 功一	久留米市議会議員
学校体育	野田 憲治	久留米市中学校体育連盟会長	野田 憲治	久留米市中学校体育連盟会長
	野口 真由美	福岡県女子体育連盟南部支部	野口 真由美	福岡県女子体育連盟南部支部
関係団体等の代表者	中村 敏治	久留米市野球連盟理事長	中村 敏治	久留米市野球連盟理事長
	小柳 保之	久留米市剣道連盟理事長	小柳 保之	久留米市剣道連盟理事長
	大久保 正子	久留米市レクリエーション協会	大久保 正子	久留米市レクリエーション協会
	高松 信子	久留米市スポーツ推進委員	高松 信子	久留米市スポーツ推進委員
	原 寛	(財)久留米市体育協会常務理事	原 寛	(財)久留米市体育協会常務理事
その他市長が特に必要と認めた者	後藤 恵子	金島小学校教諭	後藤 恵子	金島小学校教諭
	古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員	古賀 喜美子	久留米市スポーツ推進委員
	稲益 都美子	城島小学校教諭	稲益 都美子	城島小学校教諭
	松藤 倫子	健康運動指導士	松藤 倫子	健康運動指導士
	※野田 秀樹	久留米市市民文化部長	辻 文孝	前久留米市市民文化部長

※__は新任委員

○ スポーツ基本法（平成23年6月24日法律第78号）（抄）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

○ 久留米市スポーツ推進審議会条例（平成23年12月14日久留米市条例第35号）（抄）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、本市に久留米市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について教育委員会の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

（1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。

（2）前号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

（委員の任命）

第4条 委員は、スポーツに関して優れた見識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第 38 号議案

久留米市立図書館協議会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 6 月 26 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市立図書館協議会委員の辞任に伴い、後任の委員を任命しようとするものである。

久留米市立図書館協議会委員の任命について

久留米市立図書館協議会条例第2条により、下記の者を久留米市立図書館協議会委員に任命する。

記

区分	氏名	所属	任期
学校教育 関係者	日野 正則	船越小学校校長	平成25年7月 1日から 平成26年6月30日まで
社会教育 関係者	松田 正春	久留米市校区まちづくり連絡協議会	
	森 幸雄	久留米市社会教育委員	

○久留米市立図書館協議会条例

昭和 57 年 3 月 29 日

久留米市条例第 13 号

(趣旨及び設置)

第 1 条 久留米市立図書館の適正な運営を図るため、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 14 条の規定に基づき、久留米市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員の任命の基準)

第 2 条 教育委員会は、協議会の委員を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命するものとする。

(委員の定数)

第 3 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、20 人以内とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

～ 以下略 ～

久留米市立図書館協議会委員新旧対照表 (案)

区分	新委員名簿 (H25. 7. 1～)		旧委員名簿	
	氏名	役職名又は所属	氏名	役職名又は所属
学校教育関係者	* ひの まきのり * 日野 正則	船越小学校校長	いちかわ ひろつぐ 市川 裕嗣	荒木小学校長
	はら あきら 原 章	田主丸中学校長	はら あきら 原 章	田主丸中学校校長
	よしもとだいじろう 吉本大次郎	久留米商業高校校長	よしもとだいじろう 吉本大次郎	久留米商業高校校長
	とおやま じゅん 遠山 潤	久留米大学文学部教授	とおやま じゅん 遠山 潤	久留米大学文学部教授
社会教育関係者	つじ 辻 すが子	久留米男女共同参画推進ネットワーク	つじ 辻 すが子	久留米男女共同参画推進ネットワーク
	* まつだ まさはる * 松田 正春	久留米市校区まちづくり連絡協議会	ふかやまかずよし 深山和義	久留米市校区まちづくり連絡協議会
	* もり ゆきお * 森 幸雄	久留米市社会教育委員	よしつぐ 吉次ひろ子	久留米市社会教育委員
家庭教育の向上に資する活動を行う者	べっふ 龍江 別府 龍江	おはなしボランティア (中央図書館)	べっふ 龍江 別府 龍江	おはなしボランティア (中央図書館)
	うへだ るみ子 植田 留美子	録音ボランティア	うへだ るみ子 植田 留美子	録音ボランティア
	みぞた けんじ 溝田 謙二	点字ボランティア	みぞた けんじ 溝田 謙二	点字ボランティア
	べっふ ちき子 別府 知佐子	おはなしボランティア (田主丸図書館)	べっふ ちき子 別府 知佐子	おはなしボランティア (田主丸図書館)
	たかお じゅん子 高尾 淳子	おはなしボランティア (北野図書館)	たかお じゅん子 高尾 淳子	おはなしボランティア (北野図書館)
	とくなが きよみ 徳永 清美	おはなしボランティア (城島図書館)	とくなが きよみ 徳永 清美	おはなしボランティア (城島図書館)
	うちだ しず子 内田 静子	布の絵本ボランティア (三潞図書館)	うちだ しず子 内田 静子	布の絵本ボランティア (三潞図書館)
学識経験者	塚本 篤行 塚本 篤行	市議会議員	塚本 篤行 塚本 篤行	市議会議員
	かわしま 久美子 川島久美子	日本子どもの本研究会	かわしま 久美子 川島久美子	日本子どもの本研究会

* が新任委員

第 3 9 号議案

久留米市教育集会所運営審議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 6 月 2 6 日

教育長 堤 正 則

提案理由

久留米市教育集会所運営審議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命又は委嘱しようとするものである。

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.5.17からH25.6.19受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成25年7月13日(土) ～平成25年9月1日(日)	夏の特別展「発掘！発見！大恐竜展～めざせ！！恐竜マスター～」	福岡県青少年科学館	福岡県青少年科学館 1階特別展示室	後援	学校教育課
2	平成25年6月1日～平成26年3月31日	生命の源、海や水への想いを伝えようプロジェクト らぶん賞2013(第12回)	らぶん賞実行委員会	全国	後援	学校教育課
3	平成25年8月2日(金) 9:30～15:30	平成25年度太刀洗町教育委員会 福岡県立小郡特別支援学校主催 特別支援教育 実践教育・講演会	福岡県立小郡特別支援学校	太刀洗ドリームセンター ドリームホール	後援★	学校教育課
4	平成25年8月1日(木)～ 平成26年2月9日(日)	第22回春日市弥生の里児童画大賞展	春日市教育委員会	春日市ふれあい文化センター サンホール・・・ギャラリー	後援	学校教育課
5	平成25年4月7日、7月7日、8月4日、9月1日、10月6日、11月3日、12月1日 平成26年1月5日、2月2日、3月2日13:00～17:00	不登校・中退・引きこもりでお悩みの方の相談会	NPO青少年教育支援センター	えーるピア久留米	後援	学校教育課
6	平成25年7月1日～9月10日	小学生(環境・ゴミ・エネルギー問題)絵画コンクール	久留米商工会議所女性会	未定	後援	学校教育課
7	平成25年7月13日 9:00～12:00	久留米特別支援学校土曜活動フェスティバル「みんなでであそぼう」	久留米特別支援学校地域交流推進委員会	久留米特別支援学校体育館及び校舎	後援	学校教育課
8	平成25年7月30日 9:30～12:00	北筑後個性化教育(学び方)研究会	北筑後個性化教育(学び方)研究会	あすてらす(小郡市総合福祉センター)	後援	学校教育課
9	平成25年8月24日 14:00～16:00	第47回久留米市親と子のよい映画を見る会	久留米市母と女性教職員の会	文化センター共同ホール	後援	学校教育課
10	平成26年1月4日(土)～1月12日(日)	2013年度久留米ユネスコ協会子ども絵画展	久留米ユネスコ協会	久留米市庁舎2F ホワイエ及びアトスペース	後援	学校教育課
11	平成25年6月24日(月)	平成25年度生涯スポーツ普及振興事業 「スポーツ医科学講座」	(財)久留米市体育協会	ホテルマリターレ創世	後援	体育スポーツ課
12	平成25年7月24日(水)	平成25年度福岡県タレント発掘事業 体力・運動能力測定会	福岡県タレント発掘実行委員会	久留米総合スポーツセンター体育館	後援	体育スポーツ課

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.5.17からH25.6.19受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成25年8月23日(金)	JALカップ第2回全九州学童軟式野球大会	久留米市野球連盟	久留米市野球場 新宝満川地区野球場	後援	体育スポーツ課
14	平成25年10月4日(金)～5日(土)	第4回古代山城サミット高松大会	第4回古代山城サミット高松大会実行委員会	史跡高松城跡披露閣 屋島城跡 サンポートホール高松	共催	文化財保護課
15	平成25年7月21日(日) 14時～16時30分	シンポジウムin久留米 真木和泉守の思想をたずねて	真木和泉守研究会	久留米大学御井学舎 500号館 51A教室	後援	文化財保護課
16	平成25年6月1日(土)～平成26年3月31日(月)	久留米市伝統文化体験事業	久留米市伝統文化体験事業実行委員会	市内コミュニティセンター(京町、篠山、金丸、高良内、日吉)、ますかげセンター、荒木小学校、善導寺、水天宮境内 他	後援★	生涯学習推進課
17	平成25年6月16日(日)	岩田屋久留米店 第38回「わたしの父さん絵画コンクール」	株式会社岩田屋三越 岩田屋久留米店	岩田屋久留米店 本館10階特設会場	後援★	生涯学習推進課
18	平成25年6月22日(土)	教育講演会 講師 宮下亮善氏「寺子屋 吟詠塾の子供たち」	久留米教育支援会議	ブリヂストンクラブ	後援	生涯学習推進課
19	平成25年6月22日(土)～9月1日(日)	山岡+石橋コレクションでみる洋画家たちの明治	石橋財団石橋美術館	石橋財団石橋美術館	後援	生涯学習推進課
20	平成25年6月23日(日)	平成25年度少年団体指導者研修会・プレイリーダー研修2級	福岡県教育庁北筑後教育事務所	えーるピア久留米体育館	共催	生涯学習推進課
21	平成25年6月27日(木)	橋本先生から学ぶ おじいちゃんおばあちゃんと親の勉強会	いもっ子の会	えーるピア久留米	後援	生涯学習推進課
22	平成25年7月1日(月)	第45回久留米大学学術文化発表週間 C∞SHOCK	久留米大学学術文化執行委員会	久留米大学御井学舎、石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
23	平成25年7月7日(日)	第37回ビティナ・ピアノコンペティション柳川地区予選	全日本ピアノ指導者協会	サザンクス筑後小ホール	後援	生涯学習推進課
24	平成25年7月19日(金)	第45回ブリヂストン吹奏楽団久留米 久留米演奏会(市民に贈る吹奏楽の夕べ)	ブリヂストン吹奏楽団久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.5.17からH25.6.19受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
25	平成25年7月20日(土)、 21日(日)	久留米市民会館自主文化事業 劇づくりワークショップ	久留米市民会館	久留米市民会館 大ホール	後援	生涯学習推進課
26	平成25年7月21日(日)	久留米市民オーケストラ第17回サ マーコンサート	久留米市民オーケストラ	石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
27	平成25年8月7日(水)～ 8月11日(日)	第30回記念 筑後支部高等学校 書道教員書作展(最終展)	福岡県高等学校書道教育 研究部会筑後支部	久留米石橋美術館 1階展 示場	後援	生涯学習推進課
28	平成25年8月10日(土)	ピースフルくるめ 第22回平和を 語るタペ	平和を語るタペ実行委員 会	石橋文化センター共同 ホール	後援	生涯学習推進課
29	平成25年8月17日(土)	倉敷児童合唱団・久留米児童合 唱団交歓演奏会	久留米児童合唱団	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
30	平成25年8月24日(土)	モラロジー生涯学習セミナー	久留米中央モラロジー事 務所	久留米リサーチパーク	後援	生涯学習推進課
31	平成25年9月7日(土)	原浩美ピアノリサイタル～クラ ヴィーアアイベント～	原浩美ピアノリサイタル実 行委員会	えーるピアノ視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
32	平成25年9月7日(土)、9 月8日(日)	劇団PROJECTびあ演劇公演「火 あぶりお七考」	劇団PROJECTびあ	石橋文化会館小ホール	後援	生涯学習推進課
33	平成25年9月17日(火) ～9月22日(日)	第19回趣味の作品展	久留米市退職中学校長会	えーるピアノ久留米 2階市 民ギャラリー	後援	生涯学習推進課
34	平成25年10月4日(金)	～石橋文化ホール会館50周年記 念事業～藤井フミヤ30TH ANNIVERSARY TOUR vol. 1 青春	公益財団法人 久留米文 化振興会	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
35	平成25年10月6日(日)	第55回福岡県母親大会	第55回福岡県母親大会実 行委員会	春日市クローバープラザ	後援	生涯学習推進課
36	平成25年11月2日(土)、 11月3日(日)	第25回MOA美術館筑後児童作品 展	MOA美術館筑後児童作品 展実行委員会	石橋美術館	後援	生涯学習推進課

平成25年第2回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨

質 問 一 覧（市 民 文 化 部 関 連）

質 問 議 員	質 問 内 容
<個人>	
後藤 敬介 議員	4. 硬式野球場について
吉田 帰命 議員	4. 文化財施設について
吉富 巧 議員	2. 通学合宿について

個人

【質問議員】 後藤 敬介 議員

【質問要旨】 4 硬式野球場について

【質問趣旨】 久留米市は、野球が盛んな地域であるが、硬式野球ができる球場が1箇所しかない状況である。新球場を整備すると多額の整備費用がかかるので、既設の新宝満川地区野球場を硬式野球が出来るように改修してもらいたい。

【回答要旨】 1 スポーツ施設整備の基本的な考えについて

スポーツ施設の整備につきましては、「活力あふれる市民スポーツの振興と豊かなスポーツライフの創造・地域づくり」の基本理念に基づきまして、市民の体力・年齢・目的に応じてスポーツに親しめるようスポーツ施設の整備に努めております。

2 久留米市内の硬式野球の現状について

久留米市の硬式野球の現状は、少年硬式野球クラブ6チーム、高校10チーム、大学2チームが活動され、練習や野球大会が開催されております。

特に、本年は、久留米商業高等学校が九州地区高等学校野球大会やNHK旗福岡県選抜高校野球大会で優勝するなど、夏の甲子園大会出場が期待されるところであります。

また、大規模な野球大会が開催されることで、選手や観客が市内外から訪れることによるスポーツコンベンション効果が非常に高いものと認識しております。

このため、従来より硬式野球場の整備について研究を進めておりますが、新たな球場を整備するには、ご承知のとおり多額の整備費用や広い用地確保が必要という課題があり、解決に向けて検討しているところです。

【質問議員】 吉田 帰命 議員

【質問要旨】 4 文化財施設について

【質問趣旨】 誘導サインがなく、施設の場所が分りづらい。

文化財収蔵館・埋蔵文化財センターの施設の活用ができていない。

【回答要旨】 1 文化財収蔵館・埋蔵文化財センターの現状について

文化財収蔵館は、久留米市の歴史に関わる資料を収蔵・保管するための施設として、昭和58年度に開館しております。築30年ほど経過し、老朽化していることから、展示機能は平成22年度に開館しました六ツ門図書館展示コーナーに移し、現在は資料の収蔵庫として利用しております。

また埋蔵文化財センターは発掘調査の出土品を収蔵し、普及・啓発するための施設として、平成5年度に開館しております。常設展の他、戦争関連資料を活用した平和資料展や、筑後国府跡や城下町に関する資料を集めた「くるめの考古資料展」などの企画展を年数回開催しております。さらに企画展に併せて火起こしや勾玉作りなどの体験学習も行っております。

2 誘導サインについて

えーるピア敷地内の各施設への案内につきましては、配置図が9箇所設置されております。また、企画展を開催する際には、えーるピア内にポスターや看板を設置して、広報活動に努めているところでございますが、ご指摘のとおり、来館者からは、場所が分りづらいといったご意見もございますので、敷地内における誘導サインにつきましては、表示板設置などの手法も含め、より分りやすい表示に努めてまいります。

3 施設の活用について

施設の活用につきましては、文化財収蔵館において資料の収蔵や保管をするだけでなく、久留米市内の展示情報を紹介するなどの広報活動を更に強化してまいります。また、埋蔵文化財センターにおきましても、常設展における展示品の定期的な入れ替えや、久留米の歴史に関する相談などのレファレンスを充実させて更なる集客を目指すとともに、来館者が入館しやすい環境整備に努めてまいります。

【質問議員】 吉富 巧 議員

【質問要旨】 2 通学合宿について

【質問趣旨】 通学合宿は、子どもたちの自立や社会性の確立等に非常に有意義な事業であるが、その重要性を市としてどう認識しているか。また、その運営支援のあり方についてどう考えているか。

【回答要旨】 1 現状

市では、子ども達が公共的施設に宿泊し、連帯と協力のもと共同生活を過ごす中で、家庭のなかでは味わえないような体験を得ることを目的に、実行委員会と協働しながら通学合宿を実施しています。

昨年度も、野中町の勤労青少年ホームに5泊6日で宿泊する「わくわく遊友体験塾」、北野公民館に3泊4日で宿泊する「チャレンジ体験塾“きたの”」を実施し、延べ91人の子どもが参加しました。

また、久留米市子ども会連合会においても、校区や小地域での子ども会が行う通学合宿や体験合宿に費用助成がされており、昨年度は約400人の子どもが参加したと聞き及んでおります。

これら、いずれの事業においても、学年や学校を超えた交流の場として、多様な他者とのコミュニケーション能力など、子ども達の社会性、「生きる力」を育む貴重な機会となっていると認識しています。

一方で、通学合宿を円滑に運営するためには、生活指導や安全管理など、周りの大人の皆様方に多くのご負担を頂いている状況にあります。このようななかで、地域やボランティアの皆様方の熱い情熱と手厚い支援のもとで運営がなされており、市としても、深く感謝をしている次第です。

2 課題と今後の方向性

一方で、事業を進めていくうえでの課題としては、広域的に参加者を募集して行ってい

る通学合宿の場合、通学する学校が広域にわたっているため、通学時間が長くなる場合もあり、遠方からの参加が難しいという面もあります。また、運営の母体となるボランティアの確保、特に校区や小地域での通学合宿の実施の際は、地域の大人の皆様のご理解とご協力が不可欠になります。

そこで、今後とも「わくわく遊友体験塾」や「チャレンジ体験塾“きたの”」への事業費支援や、子ども会連合会への運営費支援などの財政支援等を継続するとともに、事業主体である各団体との協働の視点から、先ほど申し上げたような課題の共有化と助言・支援に努めるなど、子ども達の学びがより深まるような事業の広がりに向け努力していきたいと考えています。

平成25年第2回（6月）久留米市議会一般質問回答要旨

質問一覧(教育部関連)

質問議員	質 問 内 容
【個人】	
藤林 詠子 議員	1 性的少数者（同性愛、両性愛、性同一性障害）の人権について (2) 市と教育委員会の取り組みについて
山下 尚 議員	1 公共施設・学校施設の耐震化について
後藤 敬介 議員	3 地域の墓前祭に対する市の支援について
吉田 帰命 議員	5 運動部活動のあり方について
吉富 巧 議員	3 学校図書館司書について

個人

【質問議員】 藤林 詠子 議員

【質問要旨】 1 性的少数者(同性愛、両性愛、性同一性障害)の人権について

(2) 市と教育委員会の取り組みについて

【質問趣旨】 性的少数者の人権について、教育委員会ではどのような取り組みをおこなっているのか。

【回答要旨】 1 国の動向について

性的少数者の児童生徒は、学校での活動を含め日常生活の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大になることが懸念されています。

そこで文部科学省は、平成22年度に性同一性障害に関して、各学校において学級担任や、管理職を始めとして、教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮し、児童生徒の相談に応じ、必要により関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応を求める通知を行っています。

2 本市の状況について

本市においても、学校の中で生きづらさを感じている相談事例があり、性的少数者については、まさに身近な人権課題として認識する必要があると考えております。

しかしながら、社会にも学校にも、性的少数者に偏見や差別があることで、当事者が自分自身を認めきれず、家族や友人等の他者に伝えることが困難な状況にあります。また、教職員の性的少数者に対する認識についても、現状において十分であるとはいえないと考えております。

3 今後の対応について

このような状況の中、市教育委員会では、各学校に性的少数者の児童生徒が在籍しているという認識のもと、「久留米市人権教育・啓発基本指針」を踏まえ、性的少数者の理解と対応をテーマとする人権・同和教育担当者研修会の実施。また、性的少数者の人権課題を取り扱った教材の開発及び指導計画の作成と実施を行っています。

さらに、児童生徒や保護者からの心や身体に関する性の相談に対しては、国の通知に沿った、きめ細やかな対応を実施していきたいと考えております。

【質問議員】 山下 尚 議員

【質問要旨】 1 公共施設・学校施設の耐震化について

【質問趣旨】 ・耐震診断及び構造体の耐震化工事の進捗状況と今後の予定についてはどのようにしているか。

・非構造部材の耐震点検状況と改修状況についてはどのようにしているか。

【回答要旨】 1 耐震診断及び構造体の耐震化工事の進捗状況と今後の予定について

市立学校施設の耐震化についても、久留米市耐震改修促進計画に基づいて、子どもたちが安全に、安心して学べる環境づくりの視点から、平成24年度において構造

体についての耐震診断を全て完了させ、積極的に耐震化工事を進めています。

平成 25 年 4 月 1 日時点での耐震化率は、小中学校で 98.2%、特別支援学校で 71.4%、高等学校では、46.2%で、全体では 95.3%となっており、平成 25 年度末には小中学校及び特別支援学校の耐震化が完了し、平成 26 年度には高等学校も含めた全ての市立学校施設の耐震化が完了する予定です。

2 非構造部材の耐震点検状況と改修状況について

既設の建築物における非構造部材の耐震診断については、法令等において詳細な基準や手法が現在のところ示されていません。

しかしながら、学校施設については、文部科学省が平成 22 年 3 月に作成した耐震化ガイドブックに基づき、学校設置者に義務付けられている建物定期点検の活用や、教職員による学校施設の点検により非構造部材の耐震点検を行なっています。この点検結果を受けて、これまでも校舎や屋内運動場の外壁改修、サッシ改修等を継続的に実施しているところです。

さらに、学校施設の天井等については、平成 24 年 9 月に文部科学省より、屋内運動場等の天井等についての早期対策を示した、「公立学校施設における天井等落下防止対策の加速について」の通知がなされました。

この通知では、屋内運動場等における天井等の落下事故防止のため、平成 25 年度までの耐震点検の実施と平成 27 年度までの耐震対策の速やかな完了という目標が示されており、現在、点検を進めております。

今後、この通知を踏まえて、学校施設の屋内運動場等の天井等落下防止対策につきましては、これから策定される予定の国土交通省による建築基準法の技術基準等に基づき早急に整備していきたいと考えております。

【2 回目質問】吊り天井等の落下防止対策手法について（天井を撤去するという手法もあるのではないか。）

【2 回目回答】学校施設の天井等落下防止対策については、現在、文部科学省の対策事例が示されており、具体的には、天井の撤去、天井の補強による耐震化、天井の撤去及び再設置、落下防止ネット等の設置等があげられます。

今後は、国土交通省の技術基準の策定を待って、本市の該当施設の状況等を考慮し、整備手法を選定していきたいと考えております。

【質問議員】後藤 敬介 議員

【質問要旨】3 地域の墓前祭に対する市の支援について

【質問趣旨】先人達の功績について、次世代を担う子ども達に伝えていくことは必要であると考えるが、学校教育の場ではどのように取り扱われているのか。

【回答要旨】1 久留米市の現状について

先人のすぐれた功績などについての学習を通して郷土の歴史や文化に対する関心や理解を深めることは、郷土や国を愛する心を育み、日本人としての自覚を養う上で極めて大きな教育的意義のあるものと認識しております。

また、郷土の先人達の功績について学ぶことは、久留米地域の未来を担う人材の

育成のほか、久留米で育ち、広く社会で活躍する人材を育成していくうえで、大切な活動であると考えます。

本市の各小・中学校におきましては、道德の時間や、社会科などの各教科等の学習を通して、郷土や国を愛する心を育てております。なかでも本市では、久留米市独自のふるさと学習として「くるめ学」を位置付け、ふるさと久留米への愛着と誇りを持たせる実践に取り組んでいるところです。青木小学校創設に貢献された武田氏につきましても、地元青木小学校において、この「くるめ学」の中で取り上げており、地域の方をゲストティーチャーとして迎え、その功績に学ぶ取組が行われております。

2 今後の取組について

今後とも、地域の先人達の功績に学ぶ活動の充実を目指し、各小・中学校において、地域の文化や先人などを教材とし、具体的に伝統、文化を体験したり、直に話を聞いたりする機会を増やし、先人の知恵や工夫に触れながら、子ども達はその功績等を伝承していけるよう指導していきたいと考えております。

【質問議員】 吉田 帰命 議員

【質問要旨】 5 運動部活動のあり方について

【質問趣旨】 5月27日に文部科学省の有識者会議が学校の運動部活動で許されない体罰などの具体例を示したガイドラインを作成した。久留米市の中学校の部活動でこのガイドラインにどのように対応するのか。

【回答要旨】 1 運動部活動での指導のガイドラインについて

大阪の市立高校での体罰事案、及び教育再生実行会議の第一次提言を受け、文部科学省は「有識者会議」を設置し、平成25年5月に「運動部活動での指導のガイドライン」を含めた報告書がとりまとめられました。

このガイドラインでは、殴る、蹴るといった暴力はもちろんのこと、「長時間の正座」「生徒が疲労している状況での練習継続」など許容できない身体的負荷や、人格を否定する発言などを「体罰」として禁じています。一方で、反復練習や生徒の暴力を制止するなどの行為は認められる指導とするなど、体罰との区別が示されております。

2 体罰根絶の取り組みについて

体罰につきましては、学校教育法第11条により明確に禁止されております。しかし、文部科学省の通知に基づく本市の体罰実態調査によると、平成24年度中に体罰を行った教員は42名となっております。そのうち中学校は21名であり、そのうち部活動において体罰を行った教員は7名という状況でした。

これを受けて、本市では、中学校体育連盟による体罰根絶宣言及び運動部活動における健全な指導の在り方についての通知を活用し、校長会、教頭会をはじめ各種研修会を通じて体罰によらない指導の在り方について指導を行っております。

また、外部指導者に対しても、市教育委員会の要請に基づき久留米市中学校体育連盟が6月3日にすべての競技を対象に体罰によらない指導についての研修会を実

施したところです。

3 今後の取り組みについて

今後は、これまでの取組を継続的に実施するとともに、今回示された「運動部活動での指導のガイドライン」を市教育センター等が主催する様々な研修の機会を通して活用することにより、体罰の根絶に努めていきたいと考えております。

【質問議員】吉富 巧 議員

【質問要旨】3 学校図書館司書について

【質問趣旨】近年、児童生徒の学力及び学習に取り組む姿勢の向上等を目的に、読書活動をとおり様々な取り組みが展開されている。学校図書館及び学校図書館司書については、より一層の充実を図っていく必要があるが、学校図書館と学校図書館司書の重要性、必要性についてどのように考えているのか。

【回答要旨】1 学校図書館の重要性・必要性について

文部科学省が設置の「子どもの読書サポーターズ会議」の報告書によると、近年、生活環境の変化、多様なメディアの普及等により、「読書離れ」「活字離れ」が指摘されておりますが、読書活動は、人格の形成期にある子どもたちの感性を磨き、読解力や表現力を高め、想像力を豊かなものとしていくうえで、欠くことのできないものであります。

特に、情報が氾濫している現代社会においては、必要な情報を収集し、取捨選択できる力を育むためにも、「本を読む習慣」、「本を使って物事を調べる習慣」を子どもの時期から身に付けることが重要であります。

そのためには、家庭、地域、学校が連携しながら、読書の習慣付けを図る効果的に継続的な指導を行っていくことが必要となります。とりわけ学校図書館には、「読書センター」や「学習・情報センター」としての機能の発揮が求められるなど、ますます学校図書館の果たす役割は重要であると考えております。

2 学校図書館司書の重要性・必要性について

久留米市では、学校図書館の活用計画立案や読書活動の指導といった専門的職務を担当する司書教諭の配置を進めるとともに、学校図書館運営の充実を図るため、学校図書館司書として専任の職員を全校に配置しているところです。

なお、学校図書館司書の役割は、従来の管理運営的な日常業務に加え、調べ学習等担任や司書教諭などとの連携・協力が求められていることから、重要になっていると認識しております。

【2回目質問】重要な役割を担う学校図書館司書の勤務条件についてどのように考えているのか。
また、改善はできないのか。

【2回目回答】1 学校図書館司書の勤務条件等について

学校における子どもたちの読書推進の場として学校図書館の役割がますます重要となる中、久留米市では、平成20年度から非常勤の学校図書館司書を全校に配置し、司書教諭と連携しながら、児童生徒の様々な読書活動の充実に取り組んでおります。

学校図書館司書の勤務条件は、読書活動の推進及び機能充実の観点から、長期休

業中の勤務日数を更に増やすなどの対応を行っており、現在、1日5時間、週25時間勤務で、賃金は日額4,550円を支給し、平日及び学校が指定する日に勤務しております。

2 勤務条件の見直しについて

厳しい財政状況の下、今後も引き続き、学校図書館司書の役割を検証し、関係部局と調整を図りながら、必要な勤務条件について検討していきたいと考えております。